

5 任命権者からの申請に基づく承認

給与その他の勤務条件等に関する条例及び人事委員会規則においては、適用する際、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得なければならない事項が定められている。

平成30年度、任命権者の申請に基づき、委員会が承認した事項は次のとおりである。

(1) 職員の勤務時間及び休暇に関する条例関係

ア 臨時休暇の承認

(根拠規定 地公法第42条、職員の勤務時間及び休暇に関する条例(昭和26年名古屋市条例第48号)第16条)

承認年月日	対 象	内 容
30. 5. 25	①平成30年6月1日現に在職する職員 (フルタイム勤務再任用含む) ②平成30年6月2日から平成30年6月15日までに採用される職員 ③平成30年6月16日から平成30年6月30日までに採用される職員 ④平成30年7月1日から平成30年7月31日までに採用される職員 ⑤平成30年8月1日から平成30年8月31日までに採用される職員 ⑥平成30年9月1日から平成30年9月15日までに採用される職員 ⑦平成30年6月1日現に在職する再任用職員(短時間勤務)	酷暑期における職員の保健及び元気回復を図るため、平成30年6月1日から平成30年11月30日までの期間に、①②の職員には5日、③⑦の職員には4日、④の職員には3日、⑤の職員には2日、⑥の職員には1日臨時休暇を与える。(半日ごと又は1時間ごとに区分して利用することもできる。)

イ 勤務時間の特例等の承認

(根拠規定 職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条)

承認年月日	対 象	内 容
31. 3. 20	観光文化交流局名古屋城総合事務所に勤務する職員のうち、管理活用課及び保存整備室に勤務する係長、主査、主事、技師、業務技師及び業務士	名古屋城調査研究センターの設立に伴う、名古屋城総合事務所内の業務配分見直しによるもの。
	子ども青少年局児童福祉センターに勤務する職員のうち、くすのき学園において園児の生活指導の業務に従事する者及びくすのき学園においてその他の業務に従事する者	朝食時における準備や学校への付き添いの際に、児童の把握を行う職員を配置できるようにするもの。
	子ども青少年局ひばり荘に勤務する職員のうち、児童指導員、看護師、准看護師、保育士及び保育員	ひばり荘から複数に分けて出発・到着する地域の幼稚園への通園バスに合わせ、児童把握を行う職員の配置が必要となるもの。また、幼稚園休園日となる土日祝日および長期休み期間の昼食時間帯(午後0時頃)の児童把握を行う職員の配置が必要となるもの。

市長部局等の原則勤務職場に勤務する職員	育児や介護等を行う職員の働き方について、より柔軟に対応するため、休憩時間が45分の職員の勤務時間の割振り及び休憩時限の選択制を導入するもの。
なごや環境大学及び環境学習センターに勤務する主幹、主査、主事及び技師	育児や介護等を行う職員の働き方について、より柔軟に対応するため、休憩時間が45分の職員の勤務時間の割振り及び休憩時限の選択制を導入するもの。
環境局環境事業所事務係に勤務する係長、主事及び業務士	育児や介護等を行う職員の働き方について、より柔軟に対応するため、休憩時間が45分の職員の勤務時間の割振り及び休憩時限の選択制を導入するもの。
健康福祉局厚生院に勤務する職員のうち、管理栄養士及び栄養士	平成 30 年度の免許資格職管理栄養区分の受験資格見直しにより、管理栄養士免許が取得見込みでも受験可能となったことに伴い規定の整備をするもの。
人事委員会事務局に勤務する職員	育児や介護等を行う職員の働き方について、より柔軟に対応するため、休憩時間が 45 分の職員の勤務時間の割振り及び休憩時限の選択制を導入するもの。
教育委員会事務局、子ども適応相談センター、教育センターに勤務する職員	育児や介護等を行う職員の働き方について、より柔軟に対応するため、休憩時間が 45 分の職員の勤務時間の割振り及び休憩時限の選択制を導入するもの。
子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する一般職の任期付職員	宿泊を伴う業務に従事する場合の勤務時間の割振りについて、学校勤務の教員と同様の取扱いとするため、規定の整備をするもの。
消防局の原則勤務職場に勤務する職員	育児や介護等を行う職員の働き方について、より柔軟に対応するため、休憩時間が 45 分の職員の勤務時間の割振り及び休憩時限の選択制を導入するもの。

(2) 職員の給与に関する条例関係

管理職手当の支給に関する承認

(根拠規定 地公法第 24 条第 5 項、職員の給与に関する条例第 8 条の 2 第 1 項)

承認年月日	対 象	内 容
31. 3. 20	名古屋城調査研究センター副所長	7 種

(3) 職務に専念する義務の特例に関する条例関係

(根拠規定 地公法第 35 条、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和 26 年名古屋市条例第 8 号)第 2 条第 3 号、職務に専念する義務の免除基準に関する規則第 2 条第 21 号)

事 由	件 数
非常勤講師の職に従事	17
国民体育大会等に選手等として参加	5
大学通信面接授業に参加	1
その他	1